

古物営業法の一部を改正する法律

(平成一四年一月二七日法律第一一五号)

一、提案理由(平成一四年一月六日・衆議院内閣委員会)

谷垣国務大臣 　ただいま議題となりました古物営業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定を整備するとともに、古物競りあっせん業者に係る盗品等の売買防止等のための規定を整備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定の整備についてであります。

その一は、いわゆるホームページを利用して取引を行う古物商は、都道府県公安委員会に提出する許可申請書に、そのホームページを識別するための一定の符号、いわゆるURLを記載しなければならないこととするとともに、氏名または名称、許可証の番号等を当該ホームページに表示しなければならないこととするものであります。

あわせて、その表示の真正性を担保するため、都道府県公安委員会は、当該古物商の許可証の番号等をホームページを利用して公衆の閲覧に供するものとしております。

その二は、古物商がホームページを利用して競り売りをしようとする場合に行う届け出について、手続規定を整備するものであります。

その三は、規制緩和要望に基づき、古物商が古物の買い受け等をする場合の相手方の真偽を確認するための措置として、相手方による電子署名が行われた電磁的記録の提供を受けること等を追加するものであります。

第二は、古物競りあっせん業者に係る盗品等の売買防止等のための規定の整備についてであります。

その一は、いわゆるインターネットオークション等、古物競りあっせん業について、都道府県公安委員会に対する届け出を義務づけるとともに、盗品等の疑いがあると認める古物についての申告その他の古物競りあっせん業者の遵守事項を設けるものであります。

その二は、古物競りあっせん業者のあっせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物競りあっせん業者に対し、当該古物に係る競りの中止を命ずることができることとするものであります。

その三は、古物競りあっせん業者は、その業務の実施方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて都道府県公安委員会の認定を受け、その旨の表示をすることができることとするものであ

ります。また、古物競りあっせん業を外国において営む者についても、同様に認定を受けることができることとしております。

その他、品触れの発出方法の追加に関する規定、警察職員による立入検査に関する規定等、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、古物商が買い受け等の相手方を確認するための措置に関する規定及び警察職員による立入検査に関する規定の整備にあつては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とし、その他の部分にあつては、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（平成一四年一二月二日）

佐々木秀典君 ただいま議題となりました古物営業法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買い受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備するとともに、古物競りあっせん業に関し、届け出、申告、その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定の新設等を行おうとするものであります。

本案は、第百五十四回国会に提出され、継続審査となっていたもので、去る十一月六日谷垣国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。十一月八日質疑を行い、質疑終了後、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、提出者からその趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（平成一四年一二月二〇日）

小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、古物競りあっせん業者に関し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、インターネットを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、古物競りあっせん業に対する法規制の是非、古物競りあっせん業の定義、規制新設に当たってのパブリックコメント実施の必要性、古物営業に関する本人確認の具体的方法、記録保存の努力義務と通信の秘密との関係、盗品等についての警察への申告義務の実効性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によ

て御承知願います。

昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。